

龔迎春君学位請求論文審査報告書

龔迎春君より提出された博士学位請求論文『中国における海洋法の理論と実践』の構成は以下の通りである。

序章

第一節 中国と海洋法との関わり

第二節 中国における海洋法の歴史的経緯

第一章 海峡、湾、港

はじめに

第一節 海峡

(一) 中国と新しい国際海峡制度の形成

(二) 台湾海峡及び瓊州海峡

第二節 渤海湾

(一) 歴史的湾として

(二) 地理的湾として

第三節 港

(一) 出入港と港内秩序

(二) 入港中の外国船舶の管轄

おわりに

第二章 領海制度及び南沙諸島問題

はじめに

第一節 中国における領海制度の史的展開

第二節 国際海洋秩序の変動期において

(一) 一九五八年領海声明

(二) その後の展開

第三節 中国の現行領海制度—一九九二年領海及び接続水域

法

(一) 立法の背景と特徴

(二) 内容と問題点の検討

第四節 南海諸島の領海問題

(一) 南海諸島の領有—その前史、経過と現状

(二) 国際法における大洋群島の領海確定問題

(三) 中国国内法の関連規定と学者の論述

(四) 大洋群島の領海画定における国家実行の態様

おわりに

第三章 大陸棚と排他的経済水域

はじめに

第一節 大陸棚制度及び排他的経済水域に対する中国の立場

(一) 大陸棚制度に対する中国の立場

(二) 排他的経済水域制度に対する中国の立場

第二節 海域境界画定問題における中国の立場

(一) 中国と近隣諸国との海域境界画定問題

(二) 海域境界画定問題に関する中日間の法的対立及び解決策の展望

第三節 漁業問題

(一) 中国漁業の現状

(二) 中日漁業問題

おわりに

第四章 中国と深海底問題

はじめに

第一節 深海底制度に対する中国の立場

第二節 一九八二年国連海洋法条約成立後の動き

第三節 国際海底機構の成立とその後の活動

第四節 先行投資者としての中国

(一) 先行投資者になるまで

(二) 先行投資者としての探查活動

おわりに

結びにかえて

龔迎春君が本論文で取りあげた海洋法に関する中国の対応については、序章で述べているように、国際法の研究自体が遅れたこと、また、文化大革命での停滞、中断ののちに、一九八〇年代に転機が訪れたという視点から分析を行っている。

第一章においては、海峡、湾、港の問題を取りあげている。中国は国連海洋法会議への参加を、第三世界を主体とする中小国の米ソの海洋覇権主義に対する闘争と位置づけ、例えば、中国の領海に国際航行に使用される海峡が存在しないにもかかわらず、交渉に積極的に関与した。しかしながら、一九七五年以降は、イデオロギー的な束縛からの脱皮を試み、現実主義的な外交政策へ移行しようとしていると解している。このような観点から、台湾海峡に関しては排他的経済水域の問題としてその軍事的利用について、また、瓊州海峡については内水としての取り扱いを論じている。

湾との関連では、渤海湾は歴史的水域として認められており、また、一九八二年の国連海洋法条約の地理的基準を適用しても湾とされる区域であるとする。海港については一般条約が作成されているが中国は当該条約の当事国ではないことから、二国間の通商航海条約、または、中国の許可を得て利用が可能になる。現在対外的に開放された貿易港の数は一三〇となっている。この港湾に関連する国際法上の問題には、入港中の船舶に対する管轄権について、英米主義とフランス主義の対立が存在するが、中国の主張は

英米主義の立場を採用しているものと分析している。

中国の港に関する法制度について、多くの国内法令を国際条約と関連させながら考察し、基本的には国際法の一般理論ないし主要国の実践とは特に異ならず、妥当なものであるとの判断を下している。

第二章では領海制度および南沙諸島問題を取りあげている。ここでは、一九九二年二月二五日の中華人民共和国領海及び接続水域法制定を中心に、それに至るまでの実行とそれ以降の実践とを考察している。

一九二九年から一九三一年にかけて、中国沿岸における日本漁民と中国漁民との衝突という事態から、中国国内では領海を一二カイリにすぎるといふ提案が軍および漁業関係者から提起された。しかしながら、一九三〇年のハーグ法典編纂会議では欧米諸国の主張である領海三カイリの立場に賛意を表明していた。また、一九三一年に「領海三海里令」が採択され、領海の幅員は三カイリとされた。

一九五八年のいわゆる「台湾海峡危機」に「領海に関する声明」が公表され、これにより領海の幅を一二カイリとすること、軍艦の無害通航についての事前許可制、直線基線の採用、台湾等への領域主権の再確認、が宣言された。

特に外国軍艦の領海通航に対しては、事前の許可あるいは事前の通告を国内法により要求しようとの立場を一貫して採用して来ており、一九九二年の領海法においても事前の許可による外国軍艦の領海通航制度を維持している。

一九九二年の領海法では、さらに、領海の法的地位、接続水域の範囲、沿岸国の法令制定権、継続追跡権等の制度について規定されているが、龔君はこれらのそれぞれについての詳細な分析を、条約の解釈、他国との比較をしながら行っている。

中国の実行が他国の状況を考慮しつつ現実的なものとしてなされていることは、中国の海洋法に関する実行が国際法上の法的問題を原則として考慮しながらなされていることを意味している。例えば、接続水域に関連して、中国の領海法で定められている接続水域での管轄権行使の範囲が国連海洋法条約の規定と厳格に照合すると条約規定とは異なる部分がありうるとの指摘がなされている。このような指摘は、龔君が中国政府の立場をすべて容認するということではなく、国際法の観点から慎重に検討をしていることの意味と解される。

中国の領土帰属をめぐる問題として、東沙、西沙、中沙、南沙の諸群島からなる南海諸島が挙げられる。本論文では、

この紛争は戦略的利益、石油資本、中国と米国の関係、中国とASEAN諸国との関係などの多様な要因に左右されることを念頭において、海洋法における領海制度という観点からのみ分析を行っている。南海諸島の領有権紛争を歴史的に考察しながら、海洋法の特に大洋群島に関する領海画定の問題に限定をして論を進めている。

中国国内においては、西沙群島以外の南海群島の領海画定について、様々な主張がなされている。まず、群島水域制度が適用されるという主張に対して、龔君は現行の国連海洋法条約の規定からは、群島国以外の国への適用は成文法上根拠がないとしている。その他に地理的な特徴に注目して南海の諸群島を小さな群島に分割してそれぞれの領海を画定するという提案、あるいは、歴史的権原の観点から中国の南海群島に対する歴史的権原を主張する立場が紹介されている。これらの考え方について、時際法の適用および時効原則の不適用を主張し、それとともに他国の実行を検討している。

これらの検討を通じて、領土紛争を解決するためには法的に厳密な検証に加えて外交的な知恵と努力とが必要とされること、また、係争国による政治的解決策の模索が必要となると結論づけている。

第三章においては、海洋法の分野で大きな問題のひとつとされる大陸棚と排他的経済水域の制度を取りあげている。

排他的経済水域については、これを特別な制度と捉えたうえで、さらにその上空にどのような影響を与えるのかという問題を指摘している。二〇〇一年四月に起きた米中軍用機接触事件に関連して、ここには飛行規制の問題ではなく排他的経済水域上空の法的地位あるいはそでの他国の軍事活動の適法性という本質的な問題が存在すると考えている。

近隣諸国との海洋境界の画定問題について、中国は多くの問題を抱えており、それぞれの事例に言及した上で、日本と中国との法的対立に焦点を当てている。中国の立場は大陸棚の境界画定は、国際法に基づいて、衡平原則に従い、協議によるものとされ、これは同国の国内法によっても規定されている。これに対して日本の立場は、国内法において衡平原則には言及せず、中間線・特別事情ということも反映していないことから、日本は恐らく協議の最初の段階から中間線を暫定的に適用し、その後この中間線をどこまで修正するかということとなり、特別事情は例外で、举证責任は例外を主張する側にあることになるのではないか

と分析している。

この日本の立場に対して、世界で行われている境界画定の実行を考慮して事前の合意がなければ中間線を自動的、強制的に適用するのは不可能であるとする。

次に、排他的経済水域と大陸棚の両者の法制度がどのような関係に置かれるのかについて、日本の大陸棚制度は排他的経済水域によって吸収されたという主張を検討している。この吸収論あるいは一元論に対しては、両制度の排他性、属地性の差異、両者が別個独立の制度であること、異なる境界を用いた事例が存在すること、単一の境界線を採用したとしても一元化の必然性を示すものではないこと、両制度における「衡平」が必ずしも同一ではないこと、を理由として反対の立場を採っている。

さらに、東海 (East China Sea) の大陸棚および排他的経済水域の境界画定における「関連事情」とされる要因についてを考察している。ここでは、第一に沖縄海溝の存在が大きな意味を有するが、判断基準と判断主体、また、国際判例の欠如という問題点を指摘している。第二に比例性を考慮し、中国大陸の関連する海岸線と日本の琉球列島が保有する海岸線の長さの比はおよそ六四対三六であり、これを境界画定の際に考慮すべきであるとする。第三に資

源および人口を境界画定の関連事情として用いることができるかが検討されている。資源には漁業資源および海底鉱物資源が含まれ、また、人口については中国大陸の沿岸の人口と日本の琉球列島の人口とに言及し、人口と資源の依存関係からの検討の重要性に言及している。第四に海洋の境界画定において島の果たす役割についてが検討されている。特に、中国と日本が領有権を争っている釣魚島諸島(尖閣諸島)に関して、領有権そのものではなくこれらの島を境界画定の脈絡において捉えようとしている。その上で、境界画定においてはこれらの島の存在を無視することがこれまでの国際判例、諸国の実行に照らしても適正であるとの結論に至っている。

最後に、東海の境界画定問題について、共同開発方式あるいは国連海洋法条約による紛争解決制度が機能しないと判断した上で、これを東アジアでの国際法に基づく地域的な紛争解決手続の設立によって解決することが望ましいとしている。これはあくまでも国連海洋法条約の空白を埋めるものであるべきと述べている。

第三章の第三節では、漁業問題を取りあげている。ここでは中国と日本の漁業問題に限定し、歴史的には三つの時代に区分する。一九世紀末から一九四九年までの時代には

戦争と乱獲により中国近海漁場の資源が枯渇の危機に瀕していたとする。一九四九年から一九七五年の漁業協定締結までの期間においては、中国の設定した底引き網漁船操業禁止水域、軍事警戒水域、軍事航行水域、軍事作戦水域が問題とされている。当時、日本と中華人民共和国政府との間には正式な外交関係が存在しておらず、漁業協会の間で民間レベルでの漁業協定が一九五五年に結ばれた際に、日本側がこれらの水域に対する見解を表明している。このような合意にもかかわらず、日中間の関係が悪化したことを受けて、一九五八年以降一九六三年まで協定の更新はなされなかった。一九六三年の関係改善にともない、一九六五年に新たな協定が発効したが、その後も一九七五年までは日本と中国の政治的関係に漁業問題が左右された、と指摘している。一九七五年に政府間の漁業協定が締結され、旗国主義に基づく取締りがなされた。この協定は一九九〇年代まで更新されたが、一九九六年に両国が国連海洋法条約を批准して排他的経済水域を設定したため、一九九七年一月に新しい政府間の漁業協定が署名され、二〇〇〇年六月に発効した。この新協定に関してはその適用範囲、漁業制度に特徴がある。

適用範囲は第一条により両国の排他的経済水域とされて

いるが、第六条により二つの協定外水域が、また、二〇〇〇年二月の閣僚会議により中間水域が設定され、協定水域とは異なる漁業制度を設けている。排他的経済水域では沿岸国が権限を有するが、暫定措置水域および中間水域では旗国主義が適用され、以南水域では既存の漁業秩序を維持することとされた。

このような三つの協定外水域が日本と中国との間で排他的経済水域の境界画定に合意できないために設定された水域であることに留意しつつ、これら三つの水域の法的性格を検討している。特に釣魚島諸島（尖閣諸島）を含む水域については、第三国の漁船が操業することが可能であるのか、また漁業以外の事項についての管轄権を両国が及ぼす場合に抵触の問題が生ずることを指摘している。

以上のような考察を踏まえて、中国と日本との間の境界画定の可能性については、中国は中間線を排除していないことから、日本側の柔軟な対応に依存しているとす。また、黄海、東海における地域的協力機関の設立に言及している。

第四章では中国と深海底制度の関係を論じている。深海底の資源を「人類の共同の財産」と位置づけた一九八二年

の国連海洋法条約第一一部をめぐる中国の動向を紹介するとともに、先行投資者として中国が実際に行っている探査活動を明らかにしている。中国大洋鉍産資源研究開発協会 (China Ocean Mineral Resources Research and Development Association: CORMA) が設立され、中国は保証国となっており、同協会と国際海底機構との間に一五年間を有効期間とする探査契約を二〇〇一年五月に結んでいる。これらの活動は中国が深海底について有している関心を示すものであるが、従来考えられていた多金属団塊のみならず、熱水鉍床、メタンハイドレート等の新しいエネルギーについても開発を視野に入れていることが説明されている。また、国際海底機構における最新の問題点についても丁寧に取りあげている。

最後に、中国において生じてきた様々な海洋法との係わり合いを分析することから、中国が平和的手段で国際法に基づいて協議により問題を解決しようとしていることを強調する。今後は中国が法的主張を多くすることになるが、それは感情論で相手国を攻撃することよりも、問題解決にとって望ましいことであると解している。

以上、龔君の論文の構成に従ってその内容を紹介した。本論文は中国語を母国語とする同君が中国の国際法実行のなかでも海洋法に焦点をあてて、その理論的側面と実行より生じてくる諸問題とを詳細に検討して日本語で著している点を高く評価することができよう。さらに、日本語の文献を通じて日本の実行を検討するばかりでなく、海洋法の理解のために英文の資料を参照して自らの主張を検証していることは、論文の中で一貫した姿勢である。

また、ここで取りあげられている海洋法の諸問題は、国連海洋法条約の規範として成立してはいるものの、その解釈、適用の場面では各国の立場が異なっている問題を含んでいる。中国の実行が紹介されることは、これらの規範の解釈、適用のみならず、慣習法の成立という観点からも注目されるところである。

しかしながら、本論文についての課題がないわけではない。海洋法の対象が広範囲にわたることから、その全体を論ずることは困難であり、本論文でもそのうちの一部を取りあげているにすぎない。また、各国で関心領域が異なることもあり、龔君がいくつかの分野に焦点を当てていることは肯定することができる。ただ、中国の海洋法に関する

実行が広く知られていないことから、今後の研究のなかで、海洋法の他の分野での中国の実行をも紹介し、その中で相互の関係を描きだしてゆくことが望まれる。例えば、排他的経済水域を契機として発展した海洋環境の保護および海洋科学調査がその例として挙げられよう。更に、深海底における中国の実行はまさに現代中国の現実主義への転換を表していると考えられ、その背後にある思想の分析も残された論点ということができる。

また、用語の問題については、例えば、「海洋権」という語は日本と中国での使用法の違いから出たものと考えられる。これは単に用語の問題だけでなく、それぞれの指し示す概念およびその理解が中国と日本とでどのように異なっているのかを今後検討してゆく必要がある。これは中国語と日本語、そして英語に明るい龔君をして初めて可能な作業と期待される。

このような課題を有しているとはいえ、龔迎春君より提出された本論文は中国の海洋法に関して生じてきている諸問題の理論的側面とその実践の詳細な分析を行うものである。同君の優れた研究能力を示している。審査員一同は、本論文が国際法の観点から高く評価しうるものであると考

え、龔迎春君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのが適当であると判断するものである。

二〇〇三年二月一九日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	大森 正仁
副査	慶應義塾大学名誉教授 法学博士	栗林 忠男
副査	清和大学法学部教授	青木 隆